

(科目名) 図書館利用に障害のある人へのサービス
講師名 前田 章夫(所属) 日本図書館協会・障害者サービス委員会

0. はじめに - 図書館の「障害者サービス」の今

現在の公共図書館は、身体障害者の一部の人に対応しているのみ。

図書館は、不作為による「人権侵害」という大きな課題を抱えた状態にある。
「利用者を知り、資料を知り、人と資料を結びつける」という図書館員としての基本が障害者サービスにおいては未成熟である。この自覚から始めることが必要

障害者サービス実施館の推移

	対面朗読	自宅配本	郵送貸出	録音製作	専任職員(館/人)
1976調査	10館	25館	34館	24館	9館 / 16人
1981調査	85館	88館	165館	102館	41館 / 58人
1989調査	133館	178館	393館	140館	39館 / 63人
1998調査	487館	421館	587館	162館	93館 / 182人
2005調査	館	- 館	- 館	204館	88館 / 151人

(日本図書館協会・障害者サービス委員会調査)

注) 2005年調査は予備調査のため調査項目が他と異なる。

1. 「障害者」とは

1-1 「障害者」という表記について

「障害者」「障がい者」「障碍者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使われている。公用文書はすべて「障がい者」とする自治体も増えている。

「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味も込めて、ここでは「障害者」を使用する。

1-2 「障害者」という言葉が表すもの

Q1: 744万 対 5120万

Q2: 31万 対 752万

Q3: 35万 対 2329万

1-3 「障害者」という言葉の理解

日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない。障害者理解の大きな妨げになっている。

WHO(世界保健機関)「国際障害分類1980」

障害レベルによる3つの言葉の使い分けを推奨。

「impairment」(機能障害) / 「disability」(機能不全/能力障害) / 「handicap」(社会的不利)

WHO「国際障害分類第2版(生活機能と障害の国際分類)」(2001年5月)

「disability」 「activity/activity limitation(活動/活動の制限)」

「handicap」 「participation/participation restriction(参加/参加の制約)」

1 - 4 障害者の意識変革と権利条約

1981年 国際障害者年「完全参加と平等」

1990年 アメリカ障害者法(ADA)制定

ADA：障害者の権利保障を前面に打ち出し「障害者の公民権法」と呼ばれている。

2006年12月 国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択

1 - 5 障害者の権利に関する条約

障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則<「世界人権宣言」に準ずる障害者の人権宣言>

2006年12月 国連総会採択(2007年5月3日 条約発効)

2007年9月28日 日本政府署名<国会による批准必要>

法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者の参加を阻害する要因の除去を国として約束するもの。

日本でも内閣府の「障がい者制度改革推進会議」等で国会批准に向けての検討が続いている。

1 - 6 障害者の権利に関する条約の要点

「合理的配慮」により、障害者に実質的な平等を保障する。

意図的な区別や排除、制限だけでなく、結果的に不平等になることは差別である。

障害(者)を特定せずに、社会参加ということを社会環境との関係で考える。

「アクセシビリティ:accessibility」の重視

1 - 7 「障害者」の定義の変化

「障害者基本法」第2条：1993年

「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」

「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」

1 - 8 日本における「障害者」とは

日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して、認定された人のみが「障害者」と認められ、各種の公的援助が受けられる。

「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、法律に規定されていても認定されない限り「障害者」とは認められない。

図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない。

1 - 9 障害者サービスの対象者数は？

政府統計での障害者数は744万人(身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計)

この744万人の中には、発達障害者、学習障害者、高次脳機能障害者、難病患者などの大半は含まれていない。

学習障害の一種であるディスレクシアの人だけをとってみても、人口の8~10%はいると推測されている。

<参考> アメリカにおける用語の変化

「handicap」という語は使われなくなってきている。

「disability」「disabled」も単独では使われなくなっている。

「障害者」= persons with disabilities

「健全者」= persons without disabilities

「障害児」= children with special health (care) needs

2. 「障害者」への図書館サービスの歩み

2-1 前史：図書館と障害者（盲人）との出会い

日本における「盲人」に対する図書館サービスは、欧米諸国に劣らない歴史をもっている。

1868(明治元)年：ボストン市立図書館に点字部設置

1897(明治30)年：議会図書館に盲人読書室が設置。

<日本では>

1880(明治13)年：スコットランドの宣教医フォールズによる「盲人用図書室」の設置が最初(?)

<凸字図書 [参考] を使ったの図書の製作・公開>

1915(大正5)年 東京市本郷図書館に点字文庫開設

全国的に拡大し、昭和初期には全国各地の図書館に点字文庫や盲人閲覧室が設置された。

2-2 身体障害者福祉法の衝撃<1949~1970>

盲人と公共図書館の分離を決定づけたのは「身体障害者福祉法」(1949)の制定だった。

* 更生援護施設のひとつとして「点字図書館」を規定。

公共図書館に設置された「点字文庫」「盲人閲覧室」は公共図書館から分離された。

点字図書館の<図書館>としての発展が止まった。しかも、<障害者>には「点字図書館がある」として公共図書館でのサービスを止める理由に

2-3 公共図書館の発展と「障害者」

日本の公共図書館は1960年代後半から急激に変化した。

* 1963(昭和38)年『中小都市における公共図書館の運営(中小レポート)』刊行

* 日野市立図書館などの先進的な図書館活動 1970(昭和45)年『市民の図書館』刊行
量的な拡大だけでなく、質的にも大きな変化が生まれた。特に、住民一人一人(子供から高齢者まで)に対して図書館が向き合うようになったこと。

2-4 学生たちの自助努力とSL

視障学生たちは勉学のためのテキスト類の点訳や音訳を厚生省や点字図書館に求めた。しかし「文部省管轄の図書館のやることで、点字図書館の仕事ではない」として拒否。

「スチューデント・ライブラリー」の結成

1967年「盲学生図書館SL」を結成。卒業生たちが使用した点訳テキストなどを集めて、英国のスチューデント・ライブラリー(SL)に習って設立。しかし財政的問題や資料の保管場所などすぐに限界。

しかし、厚生省や点字図書館は支援を拒否。

2-5 公共図書館の発見、障害者の発見

同僚学生が都立図書館や国会図書館を利用していることを知り、自分たちも利用させて欲しいと1968-69年に東京都立日比谷図書館や国立国会図書館を訪問し、門戸開放を要求

視覚障害者にとっては「図書館の発見」、図書館員にとっては「障害者の発見」「図書館の再発見」

2 - 6 「視覚障害者読書権保障協議会」結成

公共図書館の門戸開放運動をした学生・市民たちが中心となり 1970 年 6 月に「視覚障害者読書権保障協議会（視読協）」を結成

1971 年の全国図書館大会(岐阜)で、<権利としての読書(読書権)の保障、公的保障としての図書館サービス>を参加者にアピール

視読協の最大の功績は、視覚障害者に「選ぶ読書」を知らしめ、実現させたこと。

2 - 7 国際障害者年と障害者サービス

1981 年の「国際障害者年」を契機に、障害者サービスはさらなる展開を見せ始めた。

障害者サービスの国際交流：IFLA 盲人図書館会議等への参加

聴覚障害者、知的障害者等へのサービス

多文化サービス、病院入院患者・矯正施設入所者へのサービス

公共図書館と点字図書館との連携の強化：「近畿点字図書館研究協議会(近点協)」など

2 - 8 その後の障害者サービス

財政危機の中で障害者サービスも大きな壁にぶつかりながらも、新たな展開を始めている。

サービスの停滞・縮小

ボランティアへの依存[注]

ITC 技術の活用<DAISY,ネットワーク>

[注] 日図協障害者サービス委員会「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者のためのガイドライン - 図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係」(2005 年 4 月) <JLA 障害者サービス委員会 HP 参照>

3 . 図書館利用に障害のある人々へのサービス

3 - 1 「障害者サービス」は「身体障害者サービス」?

「障害者サービス」は、視覚障害者・肢体障害者へのサービスを中心に組み立てられていたために、長い間「身体障害者へのサービス」と思われてきた。

サービスの進展とともに、身体障害者ではないが、図書館利用に支障をもつ人の存在が見えてくるようになり、「身体障害者へのサービス」ではなく、「図書館利用に障害のある人びとへのサービス」と認識されるようになった。

3 - 2 「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの、多様な資料、多様なサービス手段、多様なコミュニケーション手段、施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館利用に際して障害を受けている人々へのサービス

図書館利用の権利を有する住民に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおせる。

障害者サービスの目標は、この図書館側が負っている「障害」を取り除いていくことにある。

3 - 3 図書館利用上の 4 つの「障害」<図書館が作り出している 4 つのバリア>

物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

資料をそのままでは利用できないというバリア

コミュニケーションのバリア

心理的な圧迫というバリア

この 4 つのバリアを解消し、「すべての人」が等しく図書館を利用できるようにすること、すなわち<アクセシビリティの保障>が「障害者サービス」の目的・目標

[参考] 障害者サービスを考える上での重要用語

バリアフリー(Barrier free): 障害のある人が生活する上で障壁(バリア)となるものを除去する(フリー)こと。障害者や高齢者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。バリアには、建築物の段差などの物理的バリアだけでなく、高齢者・障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアもある。アメリカではアクセシビリティ(accessibility)という言葉の方が使われている。

アクセシビリティ(accessibility): さまざまな製品や建築物、サービスへのアクセスしやすさ、接近可能性の度合いのこと。IT機器における閲覧保障性(ウェブアクセシビリティ)と思われがちだが、それだけでなく、多くの人々が製品・建物・サービスなど社会のすべての営みに対して適用される言葉である。(バリアフリー)

ノーマライゼーション(normalization): 「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と同じように、当たり前のように生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方にに基づき、こうした社会を実現するための取り組みのこと。障害者などが健常者と同じようなレベルで生活できるように、周りの生活環境を変えることで実現していこうという取り組み。アメリカでは、メインストリーム(主流化)という表現を用いる。

ユニバーサルデザイン(Universal Design : UD): バリアフリーの考え方を拡張したもので、高齢者や障害者のみならず、全ての人に利用可能な製品、建物、空間をデザインしていこうという考え方。一人一人の人間が持っている特性の違いを越え、全ての人々が利用することを初めから考慮して「バリア」を作り出さないことを目的としたデザインのこと。「共用品・共用サービス」と同義の概念

4 . 障害者サービスのこれから

4 - 1 国連障害者権利条約と「障害者サービス」

障害者権利条約を図書館に活かすための取り組み 人権保障機関としての(公共)図書館
公共図書館の基本機能を生かした人権保障
公共図書館の基本機能(=資料・情報の収集・整理・提供)は、障害者に対しても同じ!
但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。

障害者が必要とする資料(情報)を、その人が活用できる形で提供する。

4 - 2 新たな「障害者」の発見と再発見

学習障害者(LD)、ディスレクシア、アスペルガー自閉症者、高次脳機能障害者、重複障害者など、新たな「障害者」が図書館の視野に入ってきている。

同時に、視覚障害者、聴覚障害者など旧知の障害者についても、見直しの必要性に気づき始めた。

視覚障害・・・弱視者の多様性(色覚障害、光覚障害など)

聴覚障害・・・難聴者の多様性、手話の多様性など

知的障害者や精神障害者についても、サービス対象者として再認識が始まっている

高齢者サービス

4 - 3 障害特性にあわせた資料

障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用

理念は「One Source Multi Use」

・・・障害別に資料があるのではなく、その人の障害にあう資料を横断的に活用していく

LL Book(やさしく読める本)

* Daisyの進化<音声・マルチメディア・テキスト>

- * さわる絵本、点字絵本、手話つき絵本、* ピクトグラム絵本、* 拡大文字 / 白黒反転本
- * 手話付きビデオ など

4 - 4 新たな図書館の役割とサービス

新しいサービス展開に向けての動き

ネットワーク配信サービス：「サピエ図書館(視覚障害者情報総合ネットワーク)」

障害のある子どもへのサービス：

知的障害者(児)、自閉症者(児)への取り組み：「近畿視情協 LL ブック特別研究チーム」など

矯正施設入所者サービス：「矯正と図書館サービス連絡会」の発足

NPO 大活字文化普及協会・読書権保障協議会

新たな図書館の役割

情報リテラシーの向上のための場としての図書館 < 視覚障害者、盲ろう者へのパソコン指導等 >
 社会順応訓練・職業訓練の場としての図書館

4 - 5 高齢者へのサービス

1. 65 歳以上人口が 22% を超えた世界に例のない超高齢社会
2. 高齢者へのサービスを誤ると、公共図書館の存在意義そのものの低下に繋がる。
3. 高齢者の特性を知る。
 - (1) 心身の多機能不全の進行(本人は「障害者」とは思っていない)、
 - (2) 人生経験を積んだ知識・技能・経験の持ち主
4. 大きな文字の本を揃えるだけが高齢者サービスではない
 - 前期高齢者：イベントへの企画・運営への積極的参画
 - 後期高齢者：自宅・施設への出張サービス(ボランティア等との協働事業)
 - 特に認知症患者へは、回想法による取り組み(古道具、古写真などの保存)も
5. 情報リテラシーへの対応 < ICT 技術の習得。また後期高齢者の場合には、読み書きのできない人も少なくない >

[参考] 用語解説

ディスレクシア：知的能力に問題がなく、感覚・運動障害もないのにもかかわらず、読み書きに困難を伴う障害。日本語では統一された呼び方がなく、「読字障害」のほか、「読み書き困難」「読み書き障害」なども使われている。アルファベット言語圏で10～20%、漢字圏で5～10%の人が該当すると推測されている。

LLブック：スウェーデン語で「やさしく読める本」という意味で、知的障害者、自閉症者などの障害当事者が読みやすい本、理解しやすい本を指している。写真絵本やマルチメディアDAISYなど多様な形態がある。

高次脳機能障害者：交通事故や脳血管疾患(脳卒中など)により、脳損傷を受けた人が、その後遺症として生じた、記憶障害・注意障害・思考障害・言語障害、社会的行動傷害などの認知障害等を指し、これにより日常生活や社会復帰に困難を来す者が少なくない。

この障害は、外観上は認識されにくい。しばしば本人でさえ自分の障害を認識できていないことがある。またこの障害が医療現場以外の日常生活の場に出ることが多いため医療関係者に発見されにくいという特徴がある。全国に約30万人いるのではと推測されている。

全国の自治体における支援モデル事業の実績を積み重ねており、「精神保健福祉手帳」を取得するケースもある。

5 . 関西における障害者サービスの現状と特色

5 - 1 関西における障害者サービス

1973年8月 豊中市立図書館が対面朗読サービス開始

1974年4月 「近畿点字図書館研究協議会(近点協)」発足

1974年5月 府立夕陽丘図書館開館し、対面朗読開始

1996年5月 大阪府立中央図書館開館

関西の障害者サービスは、「近畿視情協(近点協)」を核として発展してきた。

5 - 2 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会(近畿視情協)について

1972年6月 「京阪神点字図書館連絡協議会」発足<4つの点字図書館により構成>

1974年4月 「近畿点字図書館研究協議会(近点協)」発足<点字・公共図書館15館が加盟>

1997年5月 「近畿視覚障害者情報サービス研究協議会(近畿視情協)」に名称変更

2008年 「LLブック特別研究チーム」設置

現在の加盟施設：46団体(点字図書館13、公共図書館31、NPO団体・福祉放送各1)

主な活動内容

* 「NLBシステム」(点字・録音図書の製作着手・受入情報の提供)

* 『視覚障害者サービスマニュアル』の刊行

* 「図書館サービス委員会」「録音製作委員会」「同 専門音訳図書製作チーム(英語T, パソコンT, 理数T, 古典T, 東洋医学T)」「点字製作委員会」などによる研究会、研修会の開催。

5 - 3 枚方市立図書館における障害者サービス

視覚障害者1名、聴覚障害者(ろう者)2名配属<カウンター業務>

基本的な障害者サービスはほぼ実施。近年、聴覚障害者向けのサービスの充実に取り組んでいる。

「障害者サービス委員会」設置(1986~)(研修会・講演会の企画・実施、サービス計画の立案)

市民病院小児病棟や老人ホームへの自動車文庫巡回(1991)

聴覚障害者 聴覚障害者へのマンガの貸出

手話による読み聞かせの開催(2004~)

字幕挿入技術講習会の開催(2006~) 手話入りビデオの製作

中央図書館「聴覚障害者のための利用案内」映像版(H18.3)

H19.3 聴覚障害者対象図書館利用説明会・見学会実施

5 - 4 大阪府立中央図書館における障害者サービス

1974年5月 府立夕陽丘図書館開館・対面朗読サービス開始

1975年6月 夕陽丘図書館・点字版「新着図書案内」発行開始

1996年5月 府立中央図書館開館<本格的なバリアフリー仕様の建築/夕陽丘図書館でのサービスの拡張実施/「視覚障害児のためのわんぱく文庫」をこども資料室に開設>

2000年4月 府立中央図書館に視覚障害の職員採用

2000年10月~ 視覚障害者へのインターネット利用支援開始

2001年~ 盲ろう者へのパソコン個別支援開始

2002年4月 点図ディスプレイ等を活用したサービス開始

2003年~ 盲ろう者へのインターネット講習会開始

2003年 デイジー図書のインターネット配信開始(2009.3 終了)

2008年4月 手話通訳士常駐<職員研修、手話ブックの作成>

2008年頃~ 精神障害者への郵送貸出開始

子ども向け「点字教室」(2008-)「手話教室」(2009-)の開催

5 - 5 [府立中央図書館] 対面朗読サービス

夕陽丘図書館での経験を活かし、市町村図書館では困難な専門資料の音訊に力入れる。

対面朗読の利用状況(H21)	
延べ利用者数	893人
1日の利用者数	3.8人
朗読時間数	3,086時間
1日の朗読時間	10.3時間

5 - 6 [府立中央図書館] 視覚障害児のためのわんぱく文庫

「わんぱく文庫」は大阪の子ども文庫のおかあさん方の“目の見えない子どもにも本を”という願いから誕生した民間文庫。中央図書館開館時からこども資料室内に設置。

* 視覚障害児のために、点字の本とテープの貸出のほか、見える子をまじえてのコンサート、おはなし会、おたのしみ会、クリスマス会などの行事を中央図書館と共催でおこなっている。

資料の貸出

* 「わんぱく文庫」コーナーには点訳された児童書(童話・絵本)約 1,400 点や音訊図書所蔵

* こども資料室のカウンターでの貸出のほか、図書館に来館できない子には郵送による貸出、地域の図書館を通しての貸出も実施。点訳図書目録をHPで公開し、全国の図書館に貸出

5 - 7 [府立中央図書館] 視覚障害者・盲ろう者へのIT支援

2000年10月 視覚障害者へのインターネット利用支援開始

2001年 盲ろう者へのパソコン個別支援開始

2003年 盲ろう者へのインターネット講習会開始

視覚障がい者向けIT講習会(中級講座)				
平成19年度	全4回	2コース	12人	
平成20年度	全3回	1コース	4人	
平成21年度	全3回	2コース	12人	
盲ろう者向けインターネット講習会				
平成19年度	中級講座(全4回)		4人	
平成20年度	初級講座(全4回)		2人	中級講座(全4回) 2人
平成21年度	ブレイルセンスプラス		3人	インターネット応用 3人

パソコン利用者支援	
平成19年度	114人
	225時間
平成20年度	207人
	432時間
平成21年度	206人
	433時間

5 - 8 [府立中央図書館] 聴覚障害者へのサービス

手話通訳士の常駐：聴覚障害者団体からの要望により、2008年4月から配置

聴覚障害者のためのFAX(メール)レファレンス

聴覚障害者向け図書館ガイドツアー

楽しい手話(子ども手話教室)

5 - 9 [府立中央図書館] その他の障害者サービスの実績

身体障害者向け郵送貸出(精神障害者へも実施)

録音図書等の貸出

子ども点字教室

録音図書等の貸出(H21)					
個人貸出		借受貸出		協力貸出*	
タイトル数	巻数	タイトル数	巻数	タイトル数	巻数
1,398	1,398	2,479	7,374	385	574

身体障がい者向け郵送貸出	
年計	月平均
302件	25.2件
914冊	76.2冊

5 - 10 なぜ府立図書館は障害者サービスを重視したか

なぜ府立図書館は障害者サービスを重視しているのか？

公共施設としての義務：施設・設備のバリアフリー化、手話通訳者常駐

市町村図書館では困難な専門的サービスの実施：専門書の音訳、盲ろう者等へのIT支援

モデル事業としての実施：「わんぱく文庫」、子ども点字教室、手話教室など

障害者サービスが公共図書館としての基礎業務であることを知ってもらう！

6 . 著作権法の改正と障害者サービス

6 - 1 「著作権問題」とは？

「著作権問題」のはじまり

1975年2月 東京の文京区立小石川図書館で実施していた録音図書の製作・貸出について、「日本文芸著作権保護同盟」が著作権法第37条2項(当時)違反でクレームをつけたと報じる。

報道以降、全国的にサービスの中止・縮小が相次ぐ

6 - 2 旧著作権法第37条3項の問題点

(1) 視覚障害者福祉施設(点字図書館など)のみ 公共図書館や大学図書館等では不可

(2) 公表された著作物のみ 未公表著作物は不可

(3) 視覚障害者向けのみ 他の障害者は不可、貸出以外の利用不可(点字図書館も)

(4) 録音(及び自動送信)のみ 録音及び自動送信(点字図書館のみ)以外の利用は不可

点訳・録音以外の著作物の複製利用については著作権法には一切書かれていない。

たとえ障害者の利用に供するためであっても、全て著作権者の許諾を得なければならない。

6 - 3 著作権法改正の背景

30年以上にわたる障害者・図書館団体と権利者団体との<信頼関係の構築>

日本図書館協会と日本文芸家協会による「録音図書製作一括許諾システム」協定(2004年4月)

障害者団体の動きの活発化。旧来の視覚障害者団体だけでなく、新しい障害者団体が活動の中心に

障害者放送協議会・著作権委員会(1998設立)

国連による障害者権利条約の制定

6 - 4 法第37条改正により何が変わったのか

障害者が資料・情報を図書館から普通に提供される市民の一人としてようやく認められた。

点字図書館と公共図書館の区別が著作権法上なくなった。<点字図書館にとっても一大事>

法第37条第3項の改正ポイント

複製主体(対象施設)の拡大

利用対象者の拡大

複製方式の拡大

利用手段の拡大

対象となる著作物の縮小 <市販の音楽や落語、朗読などの音声資料は対象外となった>

「ただし書き」

6 - 5 法第 37 条 3 項の改正ポイント <複製主体の拡大>

対象施設を「視聴覚障害者情報提供施設」に限定しない。

公共図書館、大学図書館、国会図書館、学校図書館等も OK。

著作権法施行令第 2 条（視覚障害者等のための複製等が認められる者）

<法第 37 条第 3 項の政令で定める者>

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者

*** 大学等の図書館、* 国立国会図書館、* 学校図書館**

*** 視聴覚障害者情報提供施設** <国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る>、

*** 図書館法第二条第 1 項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）**

<地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。>、

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる**技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの**

6 - 6 法第 37 条 3 項の改正ポイント <利用対象者の拡大>

対象者を「視覚障害者」に限定しない。

「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」（視覚障害者等）

「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」の例<ガイドラインより>

視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害

該当する者が、図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う。その際、図書館は別表 2「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する。当該図書館に登録を行っていない者に対しては、図書館は視覚障害者等用資料を利用に供さない。

6 - 7 法第 37 条 3 項の改正ポイント <複製方式の拡大>

複製の方法を「録音」に限定しない。「視覚障害者等が利用するために必要な方式」に拡大

図書館が行う複製（等）の種類

著作権法第 37 条第 3 項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう。

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジター、布の絵本、触図・触知図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること、等

6 - 8 法第 37 条 3 項の改正ポイント <利用手段の拡大>

「視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信」する事が可能に
公共図書館でも公衆送信が可能に

ポイント ~ を活用し、個々の利用者に合わせて著作物を、利用者が利用できる方式で利用していく。<視覚障害者等が利用する方法であれば、基本的に利用方法に制限なし>

図書館に利用者を見る目、利用者の求める資料を提供する力が求められる。

6 - 9 法第37条3項の改正ポイント [第37条第3項ただし書き]

- (1) 市販されるもので、次の a) ~ d) に示すものは、著作権法第37条第3項ただし書に該当しない。
- a) 当該視覚著作物の一部分を提供するもの
 - b) 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの
 - c) 利用者の要求がデジタイズ形式の場合、それ以外の方式によるもの
 - d) インターネットのみでの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。）
- (2) 図書館は、第6項に示す複製（等）を行おうとする方式と同様の方式による市販資料の存在を確認する。当該方式によるオンデマンド出版もこれに含む。

6 - 10 法第37条の2の改正ポイント

法第37条の2の改正ポイント

複製主体の拡大：「聴覚障害者情報提供施設」 公共図書館、大学図書館、学校図書館などを追加。
但し、国会図書館は除外

利用対象者の拡大：「聴覚障害者」 「聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者」

複製方式の拡大：当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

今回の改正では大きな課題は残されたままになっている。ガイドラインの策定も未着手

7 . まとめ - 障害者サービスを進める上で忘れてはならないこと

7 - 1 障害者サービスのための基本的考え方

- (1) 条件整備とサービスの違いを明確にする
- (2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する
- (3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある
- (4) 柔軟で粘り強い対応に心がける
- (5) 利用者の求めるものを迅速・的確に認識する
- (6) <資料の借用と製作> <アウトリーチ：外へ出る> <プライベート> <プライバシー> が基本
- (7) 「障害者」は特別な人ではない。「障害者サービス」は特別なサービスではない

7 - 2 障害者問題を考える際に忘れてはならないこと

- (1) どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民
- (2) 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない、環境にこそ問題がある
- (3) 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する
- (4) 「障害者」の等級は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- (5) 「障害者」は「障害者手帳」所持者だけではない。<手帳所持者の何倍もの「障害者」がいる>
- (6) 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。<自分の問題として捉え直す>

おわりに

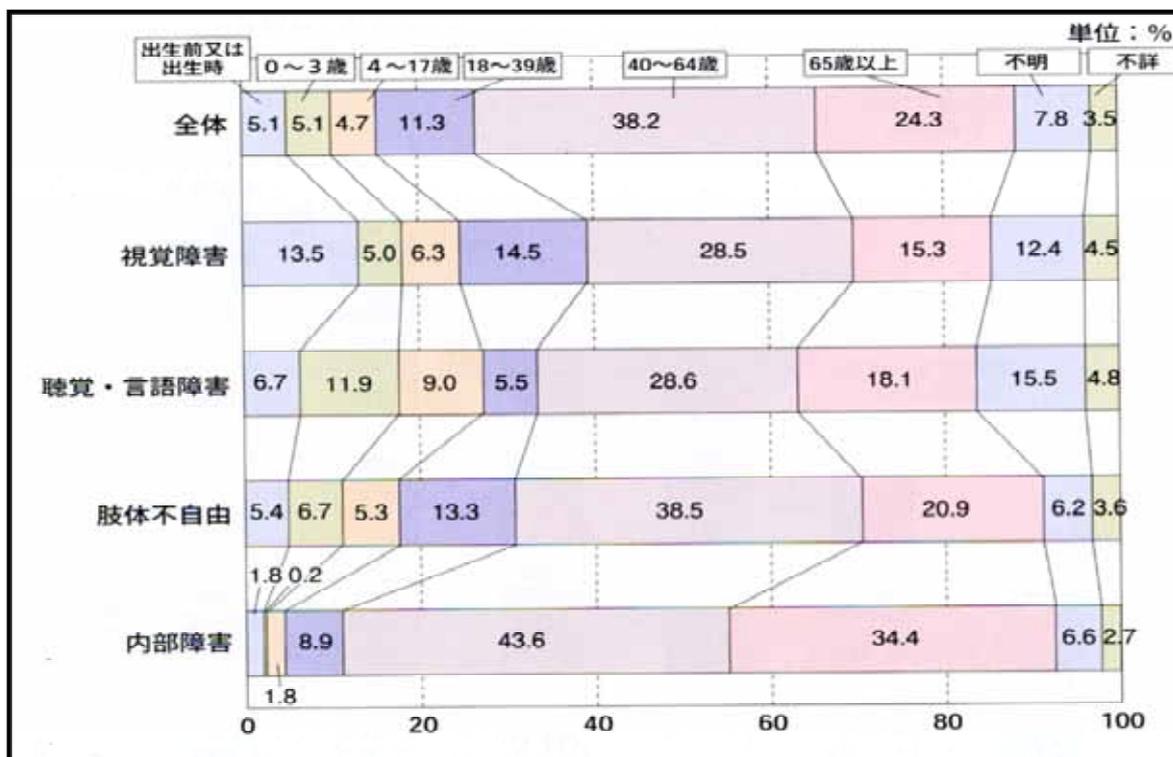
「利用者が来ない」という声よく聞くが、今の状態は来なくて当然であろう。

いま図書館を利用している人への徹底的なサービスが必要。今来ている利用者も、大半が図書館がもつ多様なサービスを知らされていない。

今いる利用者への徹底したサービスによって、障害者同士や、障害者の家族等の間での口コミによって図書館の存在を知らせていくような取り組みが必要。

図書館は「障害者に信用されていない」、この現実を直視することから始める必要がある。

一人一人への緻密なサービスが、すべての住民へのサービスへとつながることを信じて、図書館のサービス・機能を進めていく事が大切である。



[参考] 障害者サービスを深めるための情報源

「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」(2007)

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaprorep104.html

「障害者のための図書館へのアクセス - チェックリスト」(2005)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>

「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」(2001)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>

「読みやすい図書のためのIFLA指針」(1997)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>

「障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳)」(2006)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>

「障害者の権利に関する条約(川島・長瀬:仮訳)」(2006)

http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryō/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html

< 出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム」 >